

滋賀県公報

令和2年(2020年) 3 月 19 日 号 外 (4) 木曜 日

毎週火・金曜 2回発行

○ 監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告......1

次

員

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第7項の規定に基づき執行した平成30年度を対象年度とする財政的援助 団体等の監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月19日

滋賀県監査委員 大 野 和三郎

平 岡 彰 信 IJ 奥 博 IJ

藤 本 武 一

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象団体、監査対象および監査執行年月日 「出資団体】

監査執行対象団体名 所管課等	監 査 対 象	監査執行年月日
滋賀県土地開発公社	出資金・出えん金累計額 30,000,000円	令和元年11月27日
総合企画部企画調整課	地方団体関係団体職員共済組合負担金 684,058円	
	滋賀県土地開発公社再建対策特別資金貸付金	
	1,756,310,000円	
	公共用地先行取得事業資金貸付金	
	4,214,000,000円	
	地域総合整備事業資金貸付金 2,225,072,399円	
	滋賀県土地開発公社事業資金借入債務保証(限度	
	額) 4,509,000,000円	
	滋賀県土地開発公社公共用地先行取得事業資金借入	
	債務保証(限度額) 4,158,000,000円	
	滋賀県土地開発公社地域総合整備事業資金借入債務	
	保証(限度額) 2,226,000,000円	
公立大学法人滋賀県立大学	出資金・出えん金累計額 16,015,517,000円	令和元年11月20日
総務部私学・県立大学振興課	公立大学法人滋賀県立大学運営費交付金	
	2, 395, 364, 000円	
公益財団法人びわ湖芸術文化財団	出資金・出えん金累計額 115,400,000円	令和元年11月22日
文化スポーツ部文化芸術振興課	びわ湖ホールを拠点とする音楽祭の開催および新国	
	立劇場との連携公演事業補助金 40,150,000円	
県立芸術劇場びわ湖ホール指定管理料		
	946, 228, 000円	
	県立文化産業交流会館指定管理料 331,316,000円	

公益財団法人滋賀県スポーツ協会	出資金・出えん金累計額 82,888,000円	
文化スポーツ部スポーツ課	滋賀県スポーツ関係団体事業運営費補助金(滋賀県	
	スポーツ協会運営費補助分) 96,312,306円	
	滋賀県スポーツ少年団育成補助金(滋賀県スポーツ	
	少年団育成事業分) 364,000円	
	滋賀県スポーツ振興補助金(国民体育大会派遣事	
	業) 52,774,110円	
	滋賀県スポーツ振興補助金(競技力向上対策事業)	
	160, 348, 693円	
	県立琵琶湖漕艇場指定管理料 33,150,000円	
	県立栗東体育館指定管理料 33,930,000円	
公益財団法人滋賀県環境事業公社	出資金・出えん金累計額 8,793,975,530円	令和元年11月13
琵琶湖環境部循環社会推進課	滋賀県環境事業公社派遣職員共済組合負担金等補助	
	金 6,390,491円	
	産業廃棄物処理センター施設整備費補助金	
	64,951,000円	
	滋賀県環境事業公社事業資金融資損失補償(限度	
	額) 7,350,000,000円	
	出資金・出えん金累計額 3,580,221,000円	
琵琶湖環境部森林政策課	森林環境保全直接支援事業補助金 138,002,204円	
	戦略的素材生産システム構築事業補助金	
	10,946,400円	
	森林病害虫等防除事業補助金 13,645,683円	
	単独間伐対策事業補助金 5,321,000円	
	合板・製材生産性強化対策事業補助金	
	15,000,000円	
	林業労働力対策事業費補助金 109,042円	
	滋賀県造林公社事業資金貸付金 5,039,592,860円	
	滋賀県造林公社経営改善資金貸付金	
	1, 431, 922, 089円	
	旧びわ湖造林公社事業資金貸付金	
	10, 669, 948, 476円	
	分収育林促進事業資金貸付金 4,152,327円	
	琵琶湖総合開発事業資金貸付金 1,384,537,524円	
	林業就業促進資金貸付金 937,500円	
公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	出資金・出えん金累計額 43,900,000円	令和元年11月18
商工観光労働部商工政策課	滋賀県産業振興総合支援体制強化補助金	
	219, 448, 739円	
	滋賀県省エネ診断支援事業補助金 10,517,827円	
	滋賀県中小企業経営資源強化対策費補助金	
	10,971,345円	
	医工連携ものづくりプロジェクト創出支援事業費補	
	助金 3,870,186円	
	滋賀県工業技術振興事業費補助金 2,121,079円	
	下請企業振興事業費補助金 4,274,251円	
	産学官連携コーディネート拠点運営事業費補助金	
	12,429,133円	
	滋賀ものづくり経営改善センター補助金	
	5,923,465円	
	地域未来投資支援コーディネート事業補助金	

		14, 276, 391円	
	しが新事業応援ファンド支援事業	差基金造成資金貸付	
	金	3,800,000,000円	
	県立草津SOHOビジネスオフィ	′ス指定管理料	
		4,371,000円	
	県立テクノファクトリー指定管	理料(県への納付	
	金)	13,040,200円	
公益財団法人滋賀県陶芸の森	出資金・出えん金累計額	25,000,000円	令和元年11月13日
商工観光労働部モノづくり振興課	県立陶芸の森指定管理料	171,830,000円	
公益財団法人滋賀食肉公社	出資金・出えん金累計額	1,375,027,975円	
農政水産部畜産課	財団法人滋賀食肉公社施設整備資金借入償還金等補		
	助金	137, 204, 909円	
	"安全・安心"しがの畜産物流通	通促進事業費補助金	
	7,253,781円 滋賀食肉センター基盤維持対策事業費補助金 101,322,052円		
	滋賀食肉センターアセットマネシ	ジメント緊急支援事	
	業費補助金	50,000,000円	
	経営環境悪化緊急対策事業費補助	b金 5,153,057円	
	財団法人滋賀食肉公社運営資金貸付金 49,408,216円 財団法人滋賀食肉公社施設整備資金融資損失補償		
	(限度額)	4,341,354,000円	
株式会社滋賀食肉市場	出資金・出えん金累計額	19,000,000 円	令和元年11月12日
農政水産部畜産課	"安全・安心"しがの畜産物流退	鱼促進事業費補助金	
		7, 460, 000 円	
	食肉公社・食肉市場経営高度化支	又援事業費補助金	
		4,668,642円	
	と畜解体技術向上支援事業費補助	为金 88,506円	
	新会社移行準備資金貸付金	44, 476, 313円	
	食肉市場経営円滑化資金貸付金	330,000,000円	
公益財団法人滋賀県建設技術センター	出資金・出えん金累計額	45,000,000円	令和元年11月12日
土木交通部監理課			
滋賀県道路公社	出資金・出えん金累計額	9,773,500,000円	令和元年11月27日
土木交通部道路課	地方職員共済組合団体共済部負担	金 995.588円	

「補助金等交付団体】

[冊奶並寺久刊団体]			
監査執行対象団体名	監 査 対 象		監査執行年月日
主たる所管課等			
学校法人M I HO美学院	私立学校振興補助金	50,704,000円	令和元年11月27日
総務部私学・県立大学振興課	私立学校振興補助金(教育改革推進特	寺別経費)	
		2,660,000円	
	私立高等学校等特別修学補助金	79,000円	
	高等学校等就学支援金	14, 181, 750円	
	高等学校等就学支援金事務費交付金		
		29, 300円	
	私立中学校等修学支援補助金	700,000円	
	結核健康診断費県補助金	9,000円	
大津赤十字病院	滋賀県防災訓練等参加支援補助金	168,000円	令和元年11月29日
健康医療福祉部医療政策課	原子力災害拠点病院施設整備補助金	49, 146, 000円	

			i i
	原子力災害拠点病院設備維持補助金	2,499,000円	
	滋賀県新人看護職員研修補助金	748,000円	
	救命救急センター運営費補助金	108,888,000円	
	大阪府北部地震DMAT派遣費用	212,055円	
	平成30年7月豪雨DMAT派遣費用	461,013円	
	滋賀県病院内保育所運営費補助金	3,490,000円	
	総合周産期母子医療センター運営費補助金		
		93,994,000円	
	平成30年度NICU等長期入院児支援事業費補助金		
		5,669,000円	
	新生児救急搬送運営費補助金	6,300,000円	
	がん診療連携拠点病院機能強化事業	補助金	
		12,000,000円	
公益社団法人びわこビジターズビュー	公益社団法人びわこビジターズビ:	ューロー補助金	令和元年11月18日
п —		85, 331, 354円	
商工観光労働部観光振興局	観光物産振興事業負担金	87,789,000円	
	酒蔵めぐり促進事業補助金	1,300,000円	
	観光キャンペーン推進事業補助金	127,800,000円	
	国際観光推進事業補助金	20,000,000円	
	ビワイチ観光推進事業補助金	6,100,000円	
	観光まちづくり推進事業補助金	12,677,000円	

[公の施設の指定管理者]

	1
監 査 対 象	監査執行年月日
平成30年度指定管理料	令和元年11月29日
県立伊吹運動場 2,179,000円	
平成30年度指定管理料	令和元年11月29日
県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務	
に限る。) 53,888,000円	
平成30年度指定管理料	令和元年11月29日
県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務	
を除く。) 106,113,000円	
平成30年度指定管理料	令和元年11月29日
県立むれやま荘 87,060,000円	
平成30年度指定管理料	令和元年11月29日
県立視覚障害者センター 41,624,000円	
平成30年度指定管理料	令和元年11月29日
県立障害者福祉センター 150,374,000円	
	平成30年度指定管理料 県立伊吹運動場 2,179,000円 平成30年度指定管理料 県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務 に限る。) 53,888,000円 平成30年度指定管理料 県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務 を除く。) 106,113,000円 平成30年度指定管理料 県立むれやま荘 87,060,000円 平成30年度指定管理料 県立むれやま在 41,624,000円

(注) なお、総務部長の職務に係る事項の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、藤本武司 監査委員を除斥した。

2 監査結果

(1) 指摘事項

学校法人M I HO美学院

滋賀県私立高等学校等特別修学補助金において、補助事業である生徒の授業料減免が実施されていないため、 79,000円が過大な交付となっている事例が認められたので、速やかに補助金の返還手続を行うとともに、今後は 適正な事務の執行に努められたい。

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

- (7) 収入関係(1件)
 - ・指定管理の事業報告書で収支金額等の表示を誤っているもの(社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会)
- (4) 契約関係(4件)
 - ・随意契約に係る事務処理が適正でないもの(公益財団法人滋賀県スポーツ協会)
 - ・契約締結時期が適正でないもの(株式会社滋賀食肉市場)
 - ・管理業務に係る報告の内容が適切でないもの(社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会2件)
- (ウ) 財産関係(2件)
 - ・車両の事故の防止を求めたもの(一般社団法人滋賀県造林公社)
 - ・物品の適正な管理を求めたもの(公益財団法人滋賀県陶芸の森)
- (工) 財務諸表関係(4件)
 - ・財務諸表の計数等の表示を誤っているもの (公立大学法人滋賀県立大学、公益財団法人びわ湖芸術文化財団、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ、公 益財団法人滋賀県建設技術センター)

(3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

- (7) 収入関係(3件)
 - ・補助金の目的が達成されていないもの(学校法人MIHO美学院)
 - ・補助金の実績報告が適正でないもの(大津赤十字病院)
 - ・基本協定の条項に基づかず利用料金を定め徴収しているもの(公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化 振興事業団)
- (4) 支出関係(2件)
 - ・旅費の支給を誤っているもの(公益財団法人滋賀県環境事業公社、滋賀県道路公社)
- (ウ) 契約関係 (4件)
 - ・基本協定の条項に基づかず再委託しているもの(社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会2件、社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会、公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会)
- (4) 上記以外の団体については、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

3 意見

令和元年11月12日から令和元年11月29日までの間に実施した監査の結果、次のとおり意見を付すので各財政的援助団体等の運営が適切に行われるよう指導、助言等されたい。

(1) 両公社における組織体制のあり方について(滋賀県土地開発公社、滋賀県道路公社)

滋賀県土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、昭和48年3月に県が設置した団体で、県土整備に必要な計画的な土地の取得や工業団地の分譲等を実施しているが、近年は地価の下落・安定傾向、国や県の厳しい財政状況による公共事業の大幅な縮小等により、本来業務である公有地の先行取得事業が大幅に減少している。

一方、滋賀県道路公社(以下「道路公社」という。)は、「地方道路公社法」に基づき、昭和47年3月に県が設置した団体で、県内における道路整備の一環として有料道路や駐車場の建設・管理を実施している。

道路公社において、現在、琵琶湖大橋有料道路の改築・維持管理や大津港駐車場等の維持管理などの事業を実施しているが、現在実施中の琵琶湖大橋有料道路第6期事業終了後の事業計画については、現時点では未定とのことである。

両公社においては、平成11年度から総務部、平成14年度から経理課に係る事務の一元化や職員の併任等を実施するなど、効率的な人事配置や事務執行の効率化によって、管理経費等の縮減を図ってきたが、今後においても、両公社における組織体制の更なるスリム化や、経営の効率化等に係る検討が必要と考えられる。

ついては、両公社において、改めて重複する業務の洗い出し等を行うとともに、事務費や職員の給与等も含めて、事務の統合等により、どの程度スリム化が図れるのか試算を行われたい。

併せて、両公社における統合の可能性等も踏まえた将来的な組織体制のあり方について、全国の事例も参考に しながら、具体的な議論を進められたい。

(2) 財務諸表等に係る作成マニュアルの整備について(公立大学法人滋賀県立大学)

公立大学法人滋賀県立大学(以下「大学」という。)は、平成26年度に外部資金に係る教員による不正経理が発生したことを受け、経理業務の流れを見直し、不正防止のためのワーキンググループを立ち上げ、毎年、定期的に財務上のリスク管理等について点検・確認されている。

こうした中、教員が外部資金を受けて購入し、所定の手続を経て大学に現物寄付した図書を、キャッシュ・フロー計算書(以下「計算書」という。)に「寄付金収入(517,167円)」として誤って計上してしまい、同額を「その他収入」で減算していた事案が確認された。計算書は、「その他収入」項目を積み上げではなく、総額と「その他収入」項目以外の項目の合計額との差引で求める計算式であったため、結果的に辻褄合わせと受け取られても仕方のない会計処理となったものである。

大学は、今回の事案は不正行為ではなく、事務担当者による事務処理の誤りであり、大学の監査人も「重大な誤りとまでは言えないことから、財務諸表の修正は必要ない」とのことである。

しかしながら、事務担当者や他の職員による検算作業が行われず、誤った会計処理を組織として発見できなかったことは、コンプライアンスや内部統制の観点から大きな問題と考えられる。

ついては、財務諸表等に係る作成マニュアルを早急に整備し、複数の職員が事務処理手順を共通認識した上で チェック機能を働かせるなど、再発防止はもとより、内部統制の確立に向けて、役職員が一丸となって意識的に 取り組まれたい。

(3) 未利用間伐材等の有効活用について (一般社団法人滋賀県造林公社)

一般社団法人滋賀県造林公社(以下「公社」という。)において、平成23年度から58年間を計画期間とする長期経営計画、また、当面の実施計画として、平成28年度から令和2年度までを計画期間とする第2期中期経営改善計画(以下「第2期改善計画」という。)を策定し、経営健全化に取り組んでいる。

第2期改善計画では、「これまで造成してきた森林資源を伐採し、木材産業等への安定供給を通して有効活用すること」を基本方針として、「滋賀県の林業・木材産業の活性化に資する木材の生産と販売の推進」等を柱として取組を進めている。

特に、木材の販売推進を図る上で、通常、利用されていない間伐材等の未利用木材を有効活用するという視点が重要と考えられる。

他県において、未利用間伐材等の林地残材などを木質バイオマス発電に活用している事例が見受けられるが、こうした取組は、「未利用木材の有効利用による森林再生」はもとより、「木質バイオマス発電による環境貢献」「雇用創出等による地域の活性化」など、多方面に寄与するものと考えられる。

本県においては、しがエネルギービジョンにおいて、未利用間伐材等の木質バイオマスを有効活用し、持続的かつ安定的なエネルギーとして利用する社会を構築することにより、地域の活性化や雇用の創出、低炭素社会の実現につなげていくこととしている。

また、公社の第2期改善計画においても、利用間伐の推進方策として、「間伐材の販売促進を図るとともに、燃料としての利用等の新たな活用策について、関係機関と連携して検討する」、収益性の高い販売方法の選択として、「近年のバイオマス発電等に需要が期待できることから、全木集材に近い方法により作業道付近まで集材した林地残材等を、採算性に十分考慮して可能な限り搬出し、伐採収入の拡大に努める」こととしている。

ついては、発電利用に供する未利用間伐材等の活用に係る全国の先進事例について調査・研究を行うとともに、本県で実施する際の課題等について分析するなど、実現に向けた具体的な検討を進められたい。

また、間伐材等を円滑に搬出するには、作業道の計画的な整備が必要となることから、年度ごとの進捗管理はもとより、中長期的な期間で整備率に係る目標値を定めるなど、作業道の計画的な整備促進に努められたい。

(4) 陶芸の森の更なる活性化について (公益財団法人滋賀県陶芸の森)

公益財団法人滋賀県陶芸の森は、滋賀県立陶芸の森(以下「陶芸の森」という。)の指定管理者として、滋賀県の伝統文化にして主要な地域産業である信楽焼をベースに、陶芸館・信楽産業展示館・創作研修館の3つの施設運営を通じて、国際的な情報発信、魅力的な事業展開による誘客の推進、地域産業の振興および地域の活性化等に取り組んでいる。

創作研修館で実施している創作事業 (アーティスト・イン・レジデンス事業) では、平成4年7月の開館以来、平成31年3月末時点で53カ国から延べ1,278人の陶芸家・芸術家を受け入れ、信楽で自由に作陶活動できる機会を提供してきた。

この取組により、海外における信楽焼の知名度向上とブランディングに貢献していると考えられる一方で、地元や国内における幅広い理解や経済波及効果につながるまでには至っていないと思われる。

その要因の一つはスタッフの不足にあり、学芸員をはじめ、陶芸の森のこれからのスタッフには、セールスプロモーションや他分野とのコラボレーションができる営業センスがこれまで以上に求められる。

当財団では職員8名中5名が10年以内に退職を迎える状況にあることも勘案しつつ、こうした能力・資質のあるスタッフの採用・育成に取り組まれたい。

また、陶芸館では、12月から3月中旬の冬季期間は、積雪等もあり来館者が見込めない等の理由により休館となっているが、信楽焼に対する関心が高まっている中、信楽焼のPRや施設の有効活用等の観点から、新たな企画等により、まずは一定期間であっても開館できないか検討されたい。

こうした取組によって、陶芸の森の魅力・発信力をさらに高めるとともに、地域産業の振興や地域の活性化、 地元信楽はもとより、本県における経済波及効果の拡大に貢献されたい。

(5) 食肉センターの更なるガバナンスの強化と経営改善について(公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場)

滋賀食肉センター(以下「センター」という。)を構成する公益財団法人滋賀食肉公社(以下「公社」という。)と株式会社滋賀食肉市場(以下「市場」という。)について、両団体ともここ4年間は黒字決算となったものの、開業以来の累積赤字により、引き続き厳しい経営状況が続いている。

センターの経営改善を図る上で、公社・市場の役員会が適正に機能することが重要と考えられる。

市場において、過去に、売買基本契約の規定に違反し、買受代金の支払が遅延する事案が発生したが、取締役会の機能が十分に発揮されていれば、こうした事案の発生は防げたと考えられる。

また、市場において、設立当初から、利益相反関係にある者が役員に就任している状況が続いているが、このことは、平成28年9月に取りまとめられた滋賀食肉センター経営研究会報告書においても、センターの経営悪化の要因として、公社・市場における経営改善努力の不足・ガバナンスの欠如などが挙げられ、その中で「役員に利害関係者が多く、本来必要な経営改善努力が十分に行われてこなかった」ことなど課題が指摘されている。

これを受けて、公社においては、平成29年3月に公益財団法人滋賀食肉公社経営健全化計画を、市場においては、平成31年3月に株式会社滋賀食肉市場経営改善計画を策定し、役員会等におけるガバナンスの強化や売買基本契約の遵守の徹底・厳正な運用などを目標に掲げ、経営改善に取り組んでいる。

ついては、こうした点を十分に踏まえて、公社・市場はもとより、両団体の出資者である県においても、公社・市場の役員会の機能強化・改善に不断に取り組み、センターにおけるガバナンスの更なる強化に努められたい。

また、センターの経営改善を図る上で、着実なと畜頭数の増加による収支改善が必要であるが、そのためには、 近江牛の付加価値をさらに高め、全国にアピールすることによって、近江牛の流通量を増やし、消費拡大につな げることが重要と考えられる。

とりわけ、東京をはじめとする首都圏は、市場規模も大きく、大きな消費が見込まれることから、公社・市場・ 県の三者が一体となって、近江牛のブランド価値を向上し、営業活動の充実・強化を図るなど、首都圏における 販路・消費拡大につなげられたい。